一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		A	
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）			
一五二一・一〇	植物性ろう		A	
一五二一・九〇	その他のもの			
	蜜ろう		X	
	その他のもの		A	
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		A	
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品		X	
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血			
一六〇二・一〇	均質調製品		X	
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの			
	牛又は豚のもの		X	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	三%	B 15	G
	その他のもの	六%	B 15	
	第〇一・〇五項の家きんのもの			
一六〇二・三一	七面鳥のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊		Q	(g)
	その他のもの		A	
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊		Q	(g)
	その他のもの＊		Q	(g)
一六〇二・三九	その他のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊		Q	(g)
	その他のもの	六%	B 5	
	豚のもの			
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの		X	
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの		X	
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの		X	
一六〇二・五〇	牛のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの		X	
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの		X	
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース			
	肉のエキス及びジュース		X	
	その他のもの	六・四%	B 10	G
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）			
一六〇四・一一	さけ		X	
一六〇四・一二	にしん		X	
一六〇四・一三	いわし	七・二%	B 3	G
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお			
	かつお（気密容器入りのものに限る。）	六・四%	B 3	G
	その他のもの	七・二%	B 3	G
一六〇四・一五	さば		A	
一六〇四・一六	かたくちいわし		A	
一六〇四・一九	その他のもの			
	うなぎ	七・二%	B 3	G
	その他のもの	七・二%	B 5	G
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚			
	卵			
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの			
	にしん（クルペア属のもの）のもの			
	気密容器入りのもの	九・六%	B 3	G
	その他のもの	一一%	B 3	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	九%	B 3	
	その他のもの	六・四%	B 3	
	その他のもの	七・二%	B 3	G
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物		X	
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			
一六〇五・一〇	かに		X	
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン			
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%	B 7	G
	その他のもの			
	米を含むもの		X	
	その他のもの	五・三%	B 7	
一六〇五・三〇	ロブスター			
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%	B 10	G
	その他のもの		X	
一六〇五・四〇	その他の甲殻類			
	えび		X	
	その他のもの	七・二%	B 10	G
一六〇五・九〇	その他のもの			
	くん製したもの			
	いか、帆立貝及び貝柱	六・七%	P	(b)
	その他のもの		A	